

福岡市母子福祉会芙蓉基金ひとり親家庭等福祉振興事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、福岡市母子福祉会から受けた解散に伴う残余財産の寄付金を財源として設置した福岡市母子福祉会芙蓉基金により、ひとり親家庭や社会的養護が必要な子どもたち等（以下「ひとり親家庭等」という。）の福祉を増進し地域で支える事業や、ひとり親家庭等を含む子ども・子育てに関する先駆的な事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 本事業の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 助成事業

ア 当事者や住民が中心となって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業への助成事業

イ ひとり親家庭等を支える地域づくりに資する調査・研究事業への助成事業

ウ その他、地域の様々な福祉ニーズに対応した事業への助成事業

(2) 社会的課題の解決に取り組む団体を支援する事業

ア 子どもの居場所づくり、学習支援、食事支援等（以下「子どもの居場所づくり等」という。）の取組みの立上げ支援及び運営支援に関する事業

イ 子どもの居場所づくり等に取り組む住民やボランティア、支援関係者等による協議や情報交換の場づくりに関する事業

(3) その他、今日的・社会的な課題に取り組む事業やその事業を支援する事業

2 前項に定める事業の実施のために必要な事項は別に定める。

(対象経費等)

第3条 対象経費は、対象事業を実施するために必要な経費とし、当該年度の事業経費とする。

2 対象経費への支出は、当該年度の予算額の範囲内とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

2 福岡市母子福社会芙蓉基金ひとり親家庭等福祉振興助成事業実施要綱（平成26年3月1日制定）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 平成29年度に、旧要綱に基づき助成を受けた者については、平成29年度中に限り、旧要綱の規定はなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。